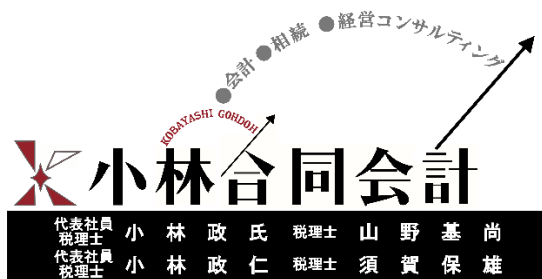


不屈



発行責任者 / 小林 政 仁

発 行 日 / 2022年6月1日



代表社員 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

社報タイトル「不屈」は社内で
掲げる2022年の標語です。

No. 192

7月の税務

● 7月11日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)

● 7月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 8月1日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
4. 5月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
7. 11月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

● 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務マメ知識

住宅借入金等特別控除について

星野 秀明

令和4年度税制改正で、住宅借入金等特別控除における改正が行われました。
主な改正内容は、下記の通りです。

- ・制度の適用期間が2025年まで延長
- ・借入残高に対する控除率が1%から0.7%へ引き下げ
- ・控除期間が10年から13年に延長
- ・控除対象者の所得要件が3,000万円から2,000万円へ引き下げ

この制度について詳しく知りたい方は、担当者までお気軽にお問合せください。



SDGs : 2. 飢餓をゼロに

名越 由美

SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットからなります。

今回は今すぐに誰にでもできる“2. 飢餓をゼロに”について。

世界では、8億人が飢えに苦しんでいます。2050年になると、飢餓に苦しむ人は20億人に増えると言われていています。飢餓に苦しむ人が増えている理由のひとつに、近年の極端な気象状況があげられます。しかし、理由はそれだけではありません。もうひとつの原因は食品ロスです。

食品ロスの例として、日本の現状をみると、日本では食べられるのに捨てている食品が年間646万トンもあります。世界の食品援助量320万トンの2倍もある深刻な状況です。食材を無駄なく使う・食べ残しは捨てずに別の料理にアレンジするなど、まずは個人レベルで取り組めることから始めてみませんか。